

## 議案第 5 1 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表上平小の項中「久保と西門前及び南（市道第 3 0 2 8 4 号線北側、市道 1 0 2 1 号線東側）」を「久保（2 7 5 番地から 2 7 9 番地まで、2 8 4 番地、2 9 2 番地から 3 0 7 番地まで、3 1 0 番地から 4 1 4 番地まで）、西門前（3 1 6 番地から 6 3 8 番地まで、7 5 4 番地から 7 8 5 番地まで）、南（5 6 5 番地を除く。）」に改め、「菅谷一丁目（8 3 番地から 8 7 番地までを除く。）」の次に「、上平中央二丁目（2 6 番地から 2 8 番地まで、3 3 番地から 3 5 番地まで、3 6 番地 1、3 6 番地 1 0 から 3 6 番地 1 4 まで）、上平中央三丁目（2 6 番地から 4 4 番地まで）」を加え、同表尾山台小の項中「（別図 1）」を「（別図）」に改め、同表東小の項中「（田向を除く。）」を削り、「上尾宿」の次に「、西門前（7 8 6 番地、7 8 7 番地）、南（5 6 5 番地）」を加え、同表原市南小の項中「（別図 1）」を「（別図）」に改め、同表芝川小の項中「、上尾村（田向、1 6 1 2 番地）」を削り、「久保と西門前及び南（市道第 3 0 2 8 4 号線南側、市道第 1 0 2 1 号線西側及び東側の一部（別図 2））」を「久保（1 番地から 2 7 4 番地まで、2 8 0 番地から 2 8 3 番地まで、2 8 5 番地から 2 9 1 番地まで、3 0 8 番地、3 0 9 番地）、西門前（1 番地から 3 1 5 番地まで、6 3 9 番地から 7 2 9 番地まで、7 5 3 番地）、上平中央一丁目、上平中央二丁目（1 番地から 2 5 番地まで、2 9 番地から 3 2 番地まで、3 6 番地 2 から 3 6 番地 9 まで、3 7 番地）、上平中央三丁目（1 番地から 2 5 番地まで）」に改める。

別表第 1 中学校の表上平中の項中「上尾村 1 6 1 2 番地、」を削り、「西門前」の次に「（7 5 3 番地を除く。）、上平中央一丁目、上平中央二丁目、上平中央三丁目」を加え、「、南」を削り、同表東中の項中「本町六丁目」の次に「、西門前（7 5 3 番地）」を加え「、上尾村（田向）」を削る。

別図 2 を削り、別図 1 を別図とする。

#### 附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

平成 2 6 年 1 1 月 1 日付けで大字久保、大字西門前、大字南における町名地番が変更となることに伴い、関係する上尾市立小・中学校の学区を修正するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。